平成２７年（フ）第２４９号
北九州市小倉北区中津口１丁目５番２―405号
債務者　田川　正美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５９号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町６番Ｂ―24号
債務者　永井由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２８３号
北九州市小倉北区赤坂３丁目４番７―406号
債務者　中山　貞治
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３００号
北九州市小倉南区東貫２丁目３番７―301号
債務者　望月　響湖
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久421番地１、前住所佐賀県多久市多久町1131番地
債務者　川内野啓子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６４号
佐賀県武雄市西川登町大字神六24411番地１、前住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡9143番地３　福寿荘Ｃ号
債務者　中原　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８１号
沖縄県島尻郡南大東村字在所299番地１Ａ－１
債務者　金城　辰也
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３１号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番16―503号　新都心銘苅市営住宅３棟
債務者　仲嵩喜美子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４９号
沖縄県浦添市宮城４丁目３番７―402号　かりゆしコーポ手登根、住民票上の住所沖縄県浦添市勢理客２丁目３番６号　宮城方
債務者　池間和歌子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１８号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ホの３番地２
債務者　岡田　真大
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第３７７号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番20―818号
債務者　濵名　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７８号
神戸市兵庫区石井町３丁目２番６号　ＡＰ石井町２－Ａ
債務者　山口眞智子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９６号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟1014号
債務者　高下富実夫
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０３号
神戸市北区甲栄台３丁目３番40―54号、従前の住所兵庫県明石市小久保２丁目11番地の９グランプレステージ西明石駅前206号
債務者　松田　勝一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
神戸市兵庫区小河通３丁目３番14号
債務者　蒲原　　宏
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１７号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番５―205号、従前の住所神戸市中央区筒井町１丁目３番５号　福吉マンション402
債務者　河野ゆり子こと　中山ゆり子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１９号
神戸市長田区宮川町４丁目10番地の１
債務者　金橋公美代
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部